

特定再資源化預託金等を活用した取組み事例

2019年9月10日

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

＜特定再資源化預託金等に係る取組み＞

自動車リサイクル促進センターで行っている特定再資源化預託金等に係る取組は以下の通り。

I. 大規模災害への対応 「自治体における大規模災害事前対策に向けた情報提供・協力事業」(P2~3)

事業内容	事業費(特預金財源)
被災自動車の処理円滑化に資する地方公共団体に対する情報提供や体制整備、処理計画の策定等の支援	平成30年度(実績) : 12百万円 平成31年度(予算) : 27百万円

II. 再資源化等業務対応 「不法投棄等対策支援事業・離島対策支援事業」(P4~5)

事業内容	事業費(特預金財源)
<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体が講ずる不法投棄等対策に係る行政代執行への資金の出えん、その他の協力 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄・不適正保管に関する情報収集・状況把握 ・不法投棄・不適正保管に関する自治体への情報・知見の提供 ○離島対策支援事業 	【不法投棄等対策支援】 平成30年度(実績) : 3.5百万円 平成31年度(予算) : 4.2百万円 【離島対策等支援】 平成30年度(実績) : 107百万円 平成31年度(予算) : 116百万円

III. 情報発信等の拡充 「関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信」(P6~10)

事業内容	事業費
自動車ユーザーのための情報発信(映像メディアの活用、全国環境イベント、リサイクル作品コンクール等)	平成30年度(実績) : 234百万円 *内、特預金 9百万円 平成31年度(予算) : 262百万円

IV. 特預金の発生要因の分析 (P11)

V. 新たな特預金の使途についての検討 (P12~13)

I. 自治体における大規模災害事前対策に向けた情報提供・協力事業

1. 自治体と自動車リサイクル関連事業者等の連携等に資する情報提供・協力

(1) 情報提供・協力のポイントと2021年度までの5年間の計画

- 本検討では、環境省による「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」に示された、巨大災害発生時における対策のあるべき方向に足並みを揃え、被災自動車の処理について下表の3項目をポイントに情報提供・協力を行う事とした。

1. 仮置場の確保と被災自動車対応事務（収集・管理）・実施体制の整備
2. 自治体・自動車リサイクル関連事業者の連携・協力体制構築と協定の標準化
3. 仮置場に移動され自治体が取扱う被災自動車の発生量推計（市町村単位）

- 5年間の計画は下図の通り

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
1. 手引書・事例集作成と普及	調査・作成	自治体への研修提供 + 水害等コンテンツ拡充			
2. 被災自動車推計	推計実施	個別に随時提供 + 新たな推計の検討			
3. 環境省・自治体連携			※ ¹ D.Waste-Netを介した連携		

※¹ 2015年9月環境省が発足。有識者、自治体、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成され、災害廃棄物処理の知見・技術を有効に活用する仕組み。JARCは2018年12月19日に環境大臣より任命を受けた。

I. 自治体における大規模災害事前対策に向けた情報提供・協力事業

1. 自治体と自動車リサイクル関連事業者等の連携等に資する情報提供・協力

(2) 手引書・事例集等を活用した自治体向け説明会・研修会を実施

- 2018年度に「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」をリリースし、地方自治体に配布^(A)
- 南海トラフ地震の被害予測^{※2}に基づく被災自動車の自治体仮置場移動台数推計を実施・提供^(B)
- 被災自動車対応の自治体向け説明会・研修会を開催(2018年度は13県1市、2ブロック^{※3})^(C)
- 大規模災害時にはD.Waste-Netのメンバーとして、関係各組織に被災自動車関連の情報を提供

(A) 被災自動車の処理に係る手引書・事例集
(自治体担当者向け)

2018年5月
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
Japan Automobile Recycling Promotion Center / JARC

(B) 自治体仮置場移動台数推計

全国都府県別
都府県内市町村別

(C) 説明会・研修会

※2 内閣府が公表した南海トラフ地震に係る11ケースの津波浸水深データ。
 ※3 近畿ブロック、九州ブロック単位で各県、市町村が出席する担当者会議において説明。

Ⅱ．不法投棄等対策支援事業・離島対策支援事業

1．不法投棄・不適正保管に関する情報収集・状況把握

全国の自治体に対し、自治体による不法投棄・不適正保管への対応状況について毎年確認している。

➡ 確認結果を踏まえて新規事案・大規模事案を中心に、現地訪問や経過状況等に掛かる自治体との意見交換等を実施

➡ 確認結果等を整理して国に報告



『自動車リサイクル法の施行状況』（資料4 P18～19）

国による自治体のニーズに応じた支援事業の検討ための参考情報（資料3-1 P17）

2．不法投棄・不適正保管に関する自治体への情報・知見の提供

不法投棄・不適正保管等の事案に対応する自治体担当者に対し、研修会機会を通じて実務に必要な情報・知見を提供している。

1) 不法投棄等対策支援事業についての説明

2) 使用済自動車判別ガイドラインの活用

3) 不適正な事案に対処するための条例に基づいた、自治体の好事例の紹介

3．離島対策支援事業（『自動車リサイクル法の施行状況』（資料4 P20））

【2018年度実績】申請自治体:86市町村 申請台数:24,504台 出えん額:105,519千円

Ⅱ．不法投棄等対策支援事業・離島対策支援事業

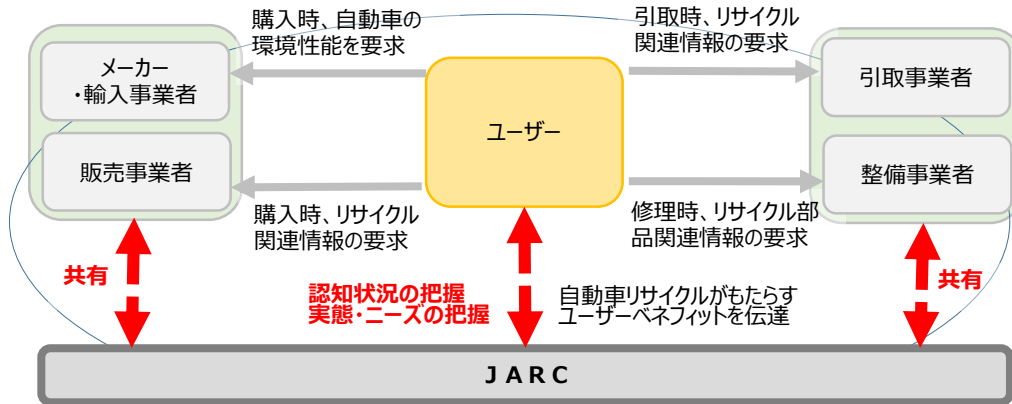
【参考】自動車リサイクル法に規定された不法投棄等対策に係る関係主体の役割整理

関係主体	位置付け	条文	役割
国	主務省	第六条 国は、使用済自動車の再資源化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	法令解釈、行政方針決定
自治体	登録・許可権者	第七条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。	関連事業者の登録・許可、報告の徴収、立入検査、適正処理の指導・勧告・命令
J A R C	指定法人	第百六条 四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴って生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行うこと。	自治体が講ずる行政代執行への資金出えん、不法投棄・不適正保管事案に係る自治体対応状況の確認、自治体への助言や情報・知見の提供、国への報告等

Ⅲ．関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信

JARCは、平成28年9月の合同会議の結果を踏まえ、自動車リサイクルの更なる発展に向けて、関係主体間の連携を図りながら、自動車ユーザーのための理解活動を積極的に取り組んでいる。

関係主体と共に取り組む情報発信の概念図



2017年度からの情報発信・共有に関する活動

	年度		
	17	18	19
身近なところから改善	継続した改善活動		
メディアへの情報掲載を広げる	メディアとの関係構築等		
若年層への情報発信の強化	知る機会の創出		
全国万遍なく、認知の機会を創出	点から面へと拡大		
ユーザーの関心を高める情報提供の取組	小学生・保護者対象		

発展的取組へ

＜関係主体と共に取り組む情報発信＞

1. ユーザー視点で分かりやすい情報へと、身近なところから改善を行う。

【例1】情報の質を高め、分かりやすくする取組

2. メディアを活用して露出を高める取組を行う。

【例2】ニュースリリースの積極的配信
【例3】映像メディアを利用した情報発信

3. 自動車リサイクルへの認知が低い傾向にある若年層への情報発信を強化する。

【例4】運転免許教習所に通う教習生への情報発信

4. 全国の環境関連の地域イベントに出展し、来場者及び地域の方々の認知の機会を創出する。

【例5】全国環境イベントでの情報発信

5. 小学生の学校教育と連動した情報提供を通じて、ユーザーの関心を高める。

【例6】小学校の学校教育と連動した情報発信
【例7】“クルマのリサイクル作品コンクール”を実施

Ⅲ. 関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信

1. ユーザー視点で分かりやすい情報へと、身近なところから改善を行う。

【例1】情報の質を高め、分かりやすくする取組

分かりやすい情報へと身近なところから改善。問い合わせが増えている海外対応の一環として、英訳した広報ツールを作成し、これを掲載。

<災害対応のまとめページ>

平成30年7月豪雨に関して必要とされる情報を取りまとめた掲示

- ・被災車両に関するよくある質問
- ・被災車両を扱う事業者の皆さま
- ・各省庁等からの連絡事項

JARC
取組例



11月28日、北九州市にて第4回目(全4回)の自治体向け自動車リサイクル関連ステップアップ現場研修を、経済産業省、環境省、(一社)自動車再資源化協力機構とともに行いました。研修には、20名の自治体担当者が出席されました。

自動車リサイクルの概要をまとめた広報ツールの英訳版を作成・掲載



2. メディアを活用して露出を高める取組を行う。

【例2】ニュースリリースの積極的配信

インターネットメディアでの露出を高めるために、ニュースリリース配信を合計24件実施。結果、インターネットメディアに1,370件の記事が掲載。

1) リリース情報 (一例)



災害対策支援環境大臣表彰の状況

2) ニュースリリース配信方法

自動車産業記者会、バンククラブ、共同通信PRワイヤー(*)を活用しメディアへ配信。また地方イベントへ出展に際しては、地域の記者クラブなどへも投函。

*掲載メディア (一例)

毎日新聞、朝日新聞、四国新聞、京都新聞、奈良新聞、山形新聞、福井新聞、沖縄タイムスプラス、紀伊民報、千葉日報、宮崎日日新聞、新潟日報、茨城新聞、徳島新聞、福島民友、紀伊民報、山梨日日新聞、河北新報、上毛新聞、秋田魁新報、下野新聞、週刊女性PRIME、AFP BBNews、楽天 NEWS、Google ニュース、Impress Watch Headline、excite ニュース、J-CAST ニュース、CNET Japan、他

Ⅲ．関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信

2. メディアを活用して露出を高める取組を行う。

【例3】映像メディアを利用した情報発信

自動車ユーザーを含む国民一人ひとりの関心を高め、そして共感を得るために、「映像」と「音」によるわかりやすいメッセージを制作した。そして、地方局地上デジタル放映、BSデジタル放映などの媒体を使って、映像を合計1,088回配信し、関心を喚起する取組を行った。

1) 映像を見た後に期待すること

映像をみて感じたことを周囲の人々の間で話題にし、未来のために何をしなければならぬのかを考え、そして、「共感」がヒトとヒトを繋がっていくことを期待する。

2) 映像イメージ



<メッセージ>

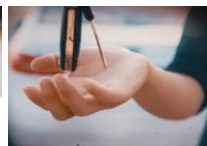
拝啓。100年後を生きるあなたへ。

つくる人、乗る人、次につなぐ人、

みんなのチカラを合わせて。

私たちは、クルマのリサイクルをすすめていきます。

いつか、この星を生きるあなたのために。



3. 自動車リサイクルへの認知が低い傾向にある若年層への情報発信を強化する。

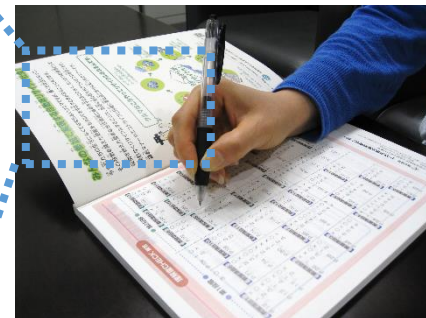
【例4】運転免許教習所に通う教習生への情報発信

運転免許教習所に通う将来のユーザーに対して、リサイクル料金の支払やその用途など、クルマ社会における自動車リサイクルへの関り方について、若年層の認知を高めるため、運転免許学科教本（約79万部）に掲載した。

1) ねらい

自動車リサイクルに関し、相対的に若年層の認知度が低い傾向にあることを踏まえ、ターゲットを絞った情報提供を行う必要がある。この若年層の認知向上に向けた情報提供に取り組む。

2) 内容



<参考画像>

<掲載例>

Ⅲ. 関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信

4. 全国の環境関連の地域イベントに出展し、来場者及び地域の方々の認知の機会を創出する。

【例5】全国環境イベントでの情報発信

北は北海道から南は九州までの全国11か所、主として自治体が主催する環境イベントに出展し、来場者及び地域の方々の理解普及に取り組んだ。

	開催地	名称	開催月	規模感	Map
①	札幌	環境広場さっぽろ	6月	約3万人	
②	秋田	あきたI1&リサイクルフェスティバル	9月	約2万人	
③	仙台	I1フェスタ仙台	9月	約1万人	
④	金沢	いしかわ環境フェア	8月	約3万人	
⑤	長野	信州環境フェア	7月	約1万人	
⑥	横浜	かながわI1010フェスタ	5月	約14万人	
⑦	名古屋	環境デ-なごや	9月	約15万人	
⑧	京都	京都環境フェスティバル	12月	約3万人	
⑨	松江	松江環境フェスティバル	11月	約1万人	
⑩	松山	まつやま環境フェア	8月	約0.5万人	
⑪	東京	I1P1	12月	約16万人	



④石川県金沢市



⑤長野県長野市



⑥神奈川県横浜市



⑦愛知県名古屋市



⑧京都府京都市



⑨島根県松江市



⑩愛媛県松山市

*福岡県、沖縄県のイベントは、台風の影響により中止。



①北海道札幌市



②秋田県秋田市



③宮城県仙台市



⑪東京

Ⅲ. 関係主体と共に取り組むユーザー向け情報発信

5. 小学生の学校教育と連動した情報提供を通じて、ユーザーの関心を高める。

【例6】小学校の学校教育と連動した情報発信

(一社)日本自動車工業会を始めとした関係者と共に、小学生に向けた体験学習の場を提供し、小学生やその保護者の認知向上と理解促進に取り組んだ。そして、この取組で得られたコンテンツを活用して、自動車ユーザーへの情報拡散、及び理解普及に取り組んだ。

1) 背景

多くの小学校では、国民生活を支える自動車産業に関する人々の工夫や努力の取組の一つとして「自動車リサイクル」が授業で取り上げられている。情報の受け手の小学生自らが、循環型社会に向けた自動車リサイクルの取組を正しく知り、興味を持ってもらい、日本の産業や環境保全などの現状や将来について考えるための基礎情報の提供が必要である。

2) 実施概要

- ①小学生による自動車リサイクルの現場の見学を実施し、その内容のコンテンツ化
- ②コンテンツを全国小学校（約2万校）に壁新聞として配付



リサイクル部品の利用促進



解体事業者の取組



破砕事業者、ASR処理事業者の取組



自動車販売店の取組



自動車メーカーの取組

【例7】クルマのリサイクル作品コンクールを実施

学びの集大成として、全国小学生を対象とした“第3回 クルマのリサイクル”に関する作品の募集を行った。その結果、7,357作品の応募を受け、関係者の協力を得ながら選定した入賞作品の表彰式を行った。

1) 結果概況

応募総数7,357作品の内、入賞60作品、団体賞10校が選ばれた。コンクールの詳細は、次のURLを参照してください。 <https://www.jarc.or.jp/contest/>

最優秀賞



乗り終わり
未来へつなぐ
リサイクル

小学生新聞賞



のっていた
ぼくのくるまが
みらいうむ

審査員特別賞



捨てないよ
きみはだいじな
資源だもん



自動車は
ほんとは資源の
宝箱



すぐた変え
誰かのもとへ
わが愛車

表彰式集合写真



第2回「クルマのリサイクル」作品コンクール 表彰式

IV. 特預金の発生要因の分析

年間で約16億円程度発生する特預金（利息除く）について、JARCにて、発生事由ごとに分析を行い、その発生抑制の可能性についての検討を行った。

特預金の発生事由ごとの分析結果等

該当条文		発生事由例	分析結果等
法第98条 第1項1号	輸出取り戻し請求権の時効	所有者が自動車を輸出した日から2年間経過しても、自動車リサイクル料金の取り戻し請求がない場合 【2018年度発生額】 約2.6億円	輸出返還申請されないケースを分析（データ分析、業者ヒアリング）。その結果、輸出返還制度自体を知らない業者がいる可能性が高いと推定。中古車輸出を行う者と接点がある税関、運輸支局、輸出団体等にチラシの配付を行うこと等により、輸出返還制度の認知向上を図り、特預金の発生を抑制を目指す（2019年5月開始）。
法第98条 第1項2号	解体自動車の非認定全部利用	解体自動車を輸出した場合等 【2018年度発生額】 約6.3億円	ガラク輸出車台の内訳を分析。その結果、ガラク輸出車台に偏りが見られる（軽自動車やトラックが多い）ことから、鉄鋼の原料としてのガラク輸出ではなく、現地での特定ニーズに基づいた“部品輸出”が多いのではないかと推定。ただし、現行法制上、ガラク輸出は認められており、かつ、海外における日本車部品調達（再利用）の有効な手段であることから、特預金の発生を抑制することは困難。
法第98条 第1項3号	フロン類の再利用	フロン類回収業者が回収したフロン類を再利用した場合 【2018年度発生額】 約0.5億円	再利用実績は減少傾向となっており、今後も回収不要の新冷媒の普及等により更に減少していくと推定。
法第98条 第1項4号	最終車検日または車検証の返付から20年経過	盗難自動車等 【2018年度発生額】 2023年度まで発生しない	2024年度以降発生する見込みであるが、自り法上の指定法人業務として盗難自動車等を減少させる取り組みを実施することはできないことから、特預金の発生を抑制することは困難。
法第98条 第1項5号	主務大臣が認める場合	事故等により、エアバック類及びフロン類が搭載されていない場合等 【2018年度発生額】 約6.6億円	全損扱いの使用済自動車は相当程度存在するが、当該車台に係るリサイクル料金については、現行法制上は所有者への返金対象とはならない為、特預金の発生を抑制することは困難。

V. 新たな特預金の使途についての検討

2015年に開催された第43回合同会議における報告を踏まえ、JARCでは、新たな特預金の使途として下記の使途案について検討をしてきた。今後も継続的に検討していく。

<新たな使途案>

	実施年度	金額（億円）
2016年度～2017年度		
不法投棄等対策支援事業の拡充	2017-2021	3
大規模災害への対応（災害発生時対応分）	-	20
大規模災害への対応（事前対応分）	2017-2021	1
データセンターの更新	2017-2022	6
理解活動の取組	2017-2021	13
再生資源等を多く使用した自動車の再資源化等預託金の割引	2022-2031	100
2018年度		
自動車リサイクルシステムの安定化・円滑化への対応 （大震災等により指定法人の事業所が罹災した際に対応するための留保資金）	-	1

V. 新たな特預金の使途についての検討

前頁の「新たな使途案」を反映した今後の特預金の実質残高の推移イメージは下のグラフのとおり。2022年度に残高は減少するが、その後は再び増加し、2024年度からは、法第98条第1項4号に規定されるいわゆる「20年時効」による特預金※が発生して更に残高が増加することが見込まれる。また、自動車リサイクル情報システムの大規模改造も想定されている。

※いわゆる「20年時効」による特預金

再資源化預託金等が預託されている自動車に最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた日から起算して二十年を経過する日までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報管理預託金の払渡しの請求が無い場合は、特預金となる。

特預金の実質残高の推移イメージ

